2.7　文化財その他の生活環境の状況

1)　文化財

(1)　指定文化財

対象事業実施区域周辺における指定文化財の状況は表 3.2.7-1 に、位置図は図 3.2.7-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、国登録の文化財が 2 件、県指定の文化財が 2 件、上尾市の文化財が 5 件、伊奈町の文化財が 6 件存在する。

表 3.2.7-1　指定文化財の状況

No.	区分	種別	名称	所在地	出典
1	国登録	有形文化財（建造物）	大島家住宅主屋	伊奈町小室 11064 番地	②
2			齋藤家住宅主屋	伊奈町小針新宿 227 番地	②
3	県指定	史跡	小貝戸貝塚	伊奈町小室 9352 番地	②
4			伊奈氏屋敷跡	伊奈町小室 280 番地	②
5	上尾市指定	有形文化財（建造物）	少林寺山門	上尾市西門前	①
6		史跡	上尾郷二賢堂跡	上尾市宮本町１	①
7			西尾隠岐守一族累代の墓	上尾市原市９７５	①
8			伊藤由哉碑と墓		①
9		天然記念物	むくの木	上尾市東町一丁目	②
10	伊奈町指定	史跡	春日家の墓	伊奈町西小針一丁目 2 番地	②
11		天然記念物	大むくの木	伊奈町西小針一丁目 2 番地	②
12			杉	伊奈町本町二丁目 155 番地	②
13				伊奈町羽貫 192 番地	②
14			いちょう	伊奈町寿二丁目 80 番地	②
15			シラカシ	伊奈町小室 42 番地 2	②

出典：①「上尾の指定・登録文化財一覧」（令和 6 年 3 月閲覧、上尾市 HP）
②「文化財一覧」（令和 6 年 3 月伊奈町 HP）

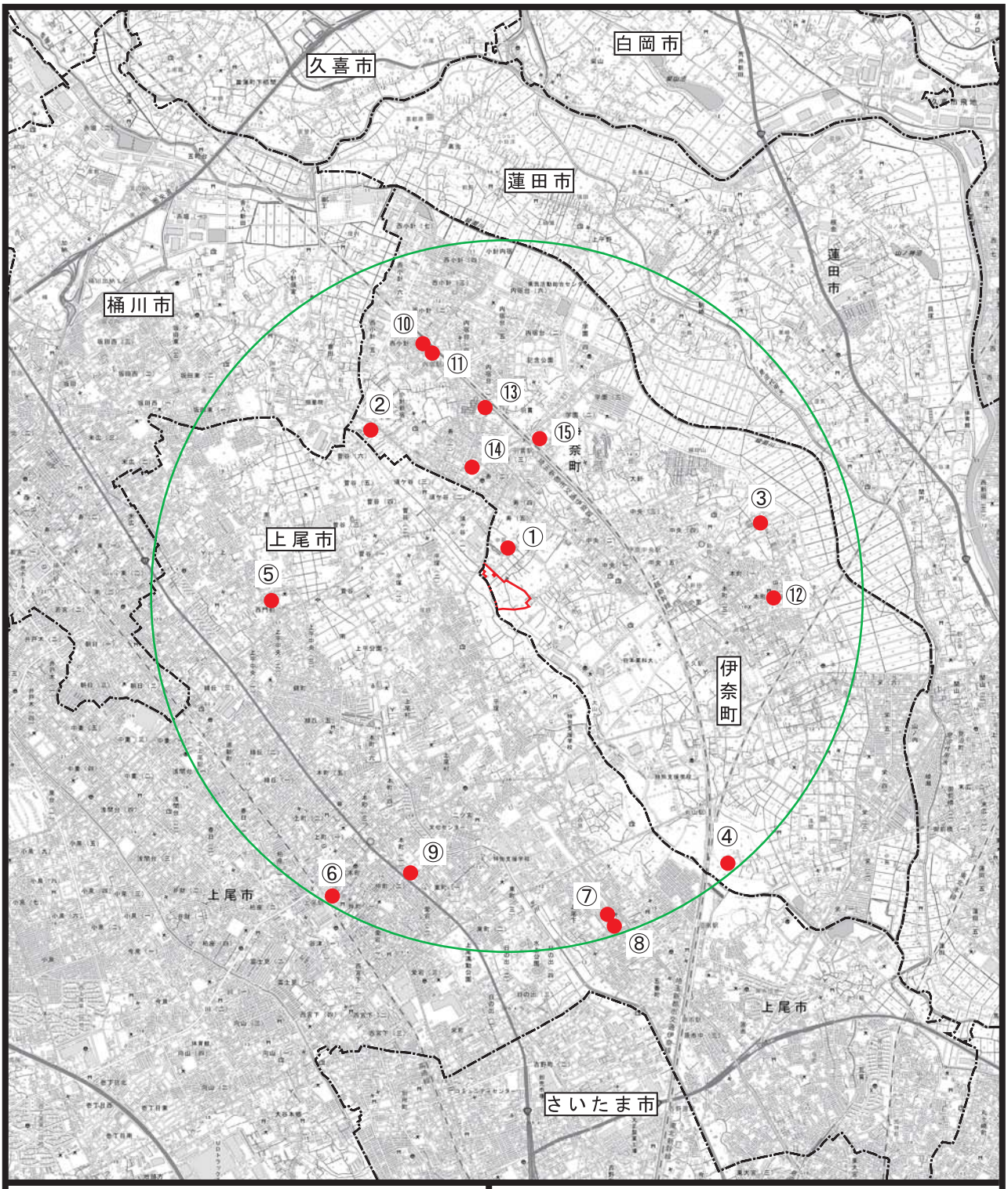

凡例

：対象事業実施区域

：市町界

：環境に影響を及ぼす地域
（中心から半径3km）

：指定文化財

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3.2.7-1　指定文化財位置図

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

(2)　埋蔵文化財

対象事業実施区域が位置する伊奈町には、令和 5 年 3 月末現在約 70 か所の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、そのうち、対象事業実施区域では、縄文時代や古墳時代の集落跡、貝塚が 2 か所確認されている（図 3.2.7-2 参照）。

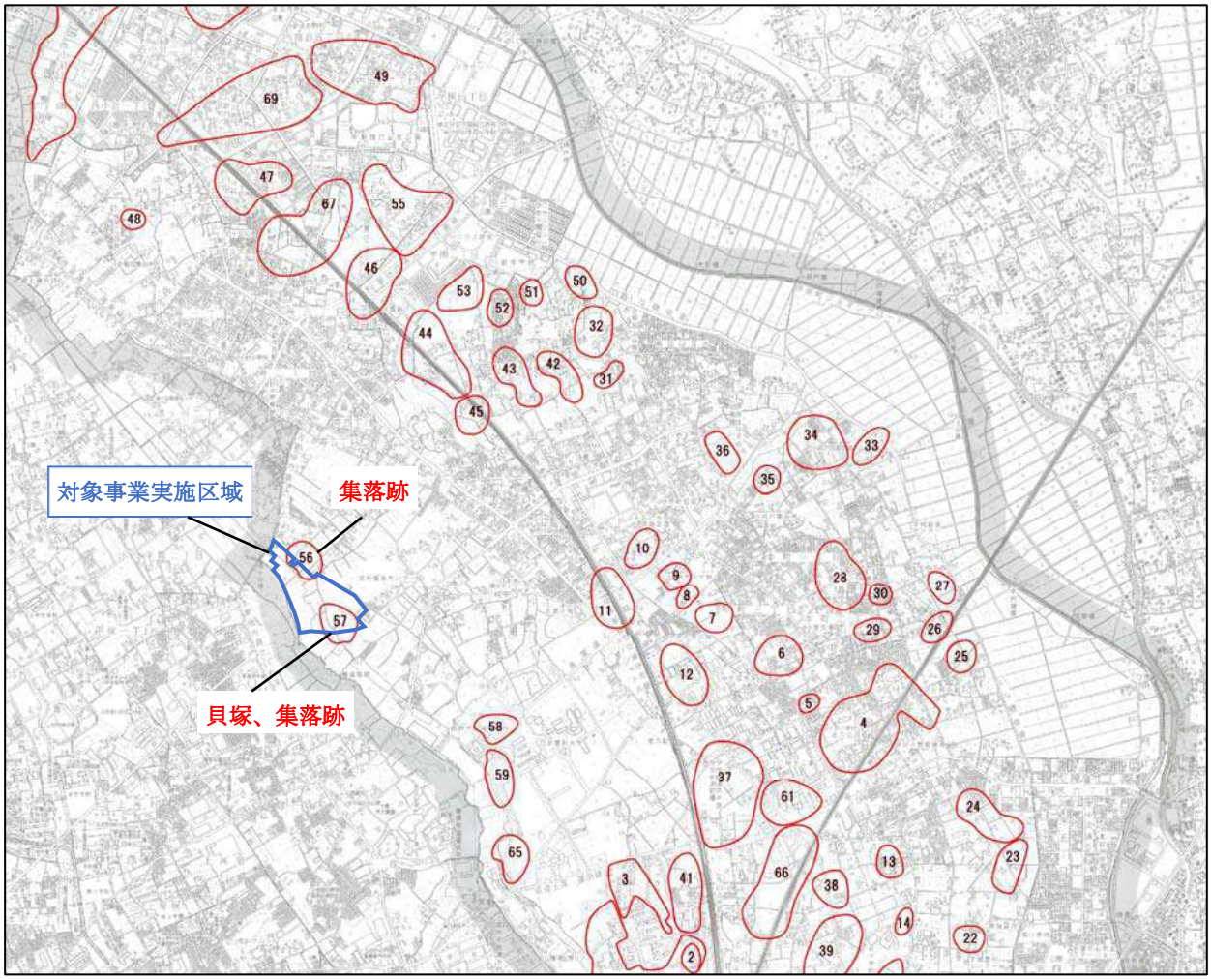

出典：「伊奈町遺跡分布地図」（令和 6 年 3 月閲覧、伊奈町 HP）

図 3.2.7-2　埋蔵文化財包蔵地の状況（伊奈町）

2) 日照阻害

対象事業実施区域は農用地となっており日影を生じさせる建築物等は存在しない。また、計画施設の存在により日影が生じることになる西から北、東方向についてみると北北東には民家が接しており、南南東方向の概ね 150m 付近にも民家がみられる（p.2-5 図 2.3-1(3/3)参照)。

なお、対象事業実施区域周辺において、日照阻害が問題になる建築物等は存在しない。

一方、上尾市では、日照や通風、交通安全の阻害、工事中の騒音や振動などのトラブルを未然に防止するために、建築主の人が建築計画を事前に公開したり、近隣の人に事前に説明したりすることなどを定めた「上尾市中高層建築物の建築に係る紛争防止および調整に関する指導要綱」（平成 8 年 4 月 24 日市長決裁）を設けている。その対象は、用途地域の指定のない区域において、高さが 10m を超える建築物である。

3) 電波障害

対象事業実施区域周辺における地上デジタル放送の送信状況は表 3.2.7-2、図 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-2　地上デジタル放送の送信状況

送信場所	受信 ch	メディア	送信出力	偏波面
関東広域圏親局 送信所：東京スカイツリー （墨田区）	27	NHK 総合	10kW	水平
	26	NHK 教育	10kW	水平
	25	日本テレビ	10kW	水平
	24	テレビ朝日	10kW	水平
	22	TBS	10kW	水平
	23	テレビ東京	10kW	水平
	21	フジテレビ	10kW	水平
	16	東京 MX	3kW	水平
前橋中継局 送信所：榛名山二ツ岳	37	NHK 総合	100W	水平
	39	NHK 教育	100W	水平
	19	群馬テレビ	112W	水平
	33	日本テレビ	100W	水平
	43	テレビ朝日	100W	水平
	36	TBS	100W	水平
	45	テレビ東京	100W	水平
	42	フジテレビ	100W	水平
埼玉県域放送親局 送信所：浦和	32	テレビ埼玉	500W	水平

出典：総務省関東総合通信局　デジタル中継局開局情報（令和 6 年 7 月 19 日閲覧）

一方、衛星放送の送信状況は表 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-3　衛生法の送信状況

区分	衛生名称	軌道位置
放送衛星(BS)	BSAT-3a 等	東経 110°
通信衛星(CS)	JCSAT-110R 等	東経 110°
	JCSAT-4B	東経 124°
	JCSAT-3A	東経 128°

出典：衛星放送の現状　令和 6 年 4 月 1 日
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

なお、対象事業実施区域周辺において、電波障害が問題になる建築物等は存在しない。

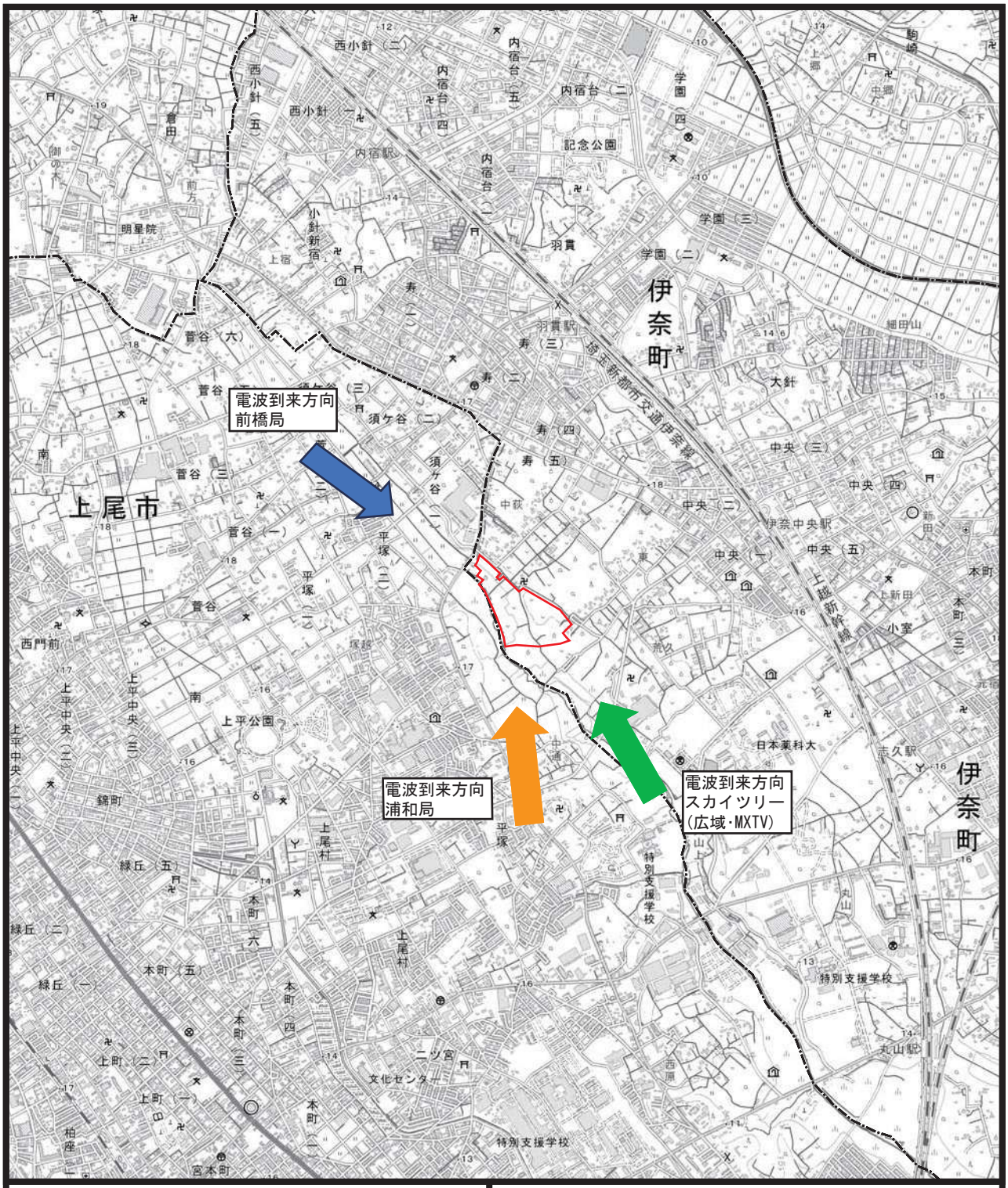

図3.2.7-3　地上デジタル放送の送信状況

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

4) 風害

対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が拡がっており、民家等も存在するが、風害を発生させる超高層建築物は存在しない（p.2-5 図 2.3-1(3/3)参照）。

5) 光害

対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が拡がっており、民家等も存在するが、光害を発生させる夜間照明設備を有する施設は存在しない（p.2-5 図 2.3-1(3/3)参照）。

6) 温室効果ガス排出量

上尾市、伊奈町における令和 3 年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は表 3.2.7-4 に、過去 5 年の二酸化炭素排出量の経年変化は図 3.2.7-4 に示すとおりである。

令和 3 年度の二酸化炭素排出量は、上尾市では産業部門、伊奈町では運輸部門の割合が最も高く、次いで上尾市では家庭部門、伊奈町では産業部門の割合が高い。

経年変化を見ると、上尾市では概ね減少傾向にあるが、令和 3 年度の業務その他部門は増加している。伊奈町では横ばいで推移している。

表 3.2.7-4　二酸化炭素量（令和 3 年度）

市名	区分	排出量	
		千 t-CO_2	%
上尾市	産業部門	261.1	27.2
	業務その他部門	222.2	23.2
	家庭部門	249.6	26.0
	運輸部門	226.7	23.6
	合　計	959.6	100.0
伊奈町	産業部門	54.6	27.0
	業務その他部門	41.1	20.3
	家庭部門	47.2	23.3
	運輸部門	59.3	29.3
	合　　計	202.3	100.0

出典：「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」（令和 6 年 3 月、温暖化対策課、埼玉県 HP）

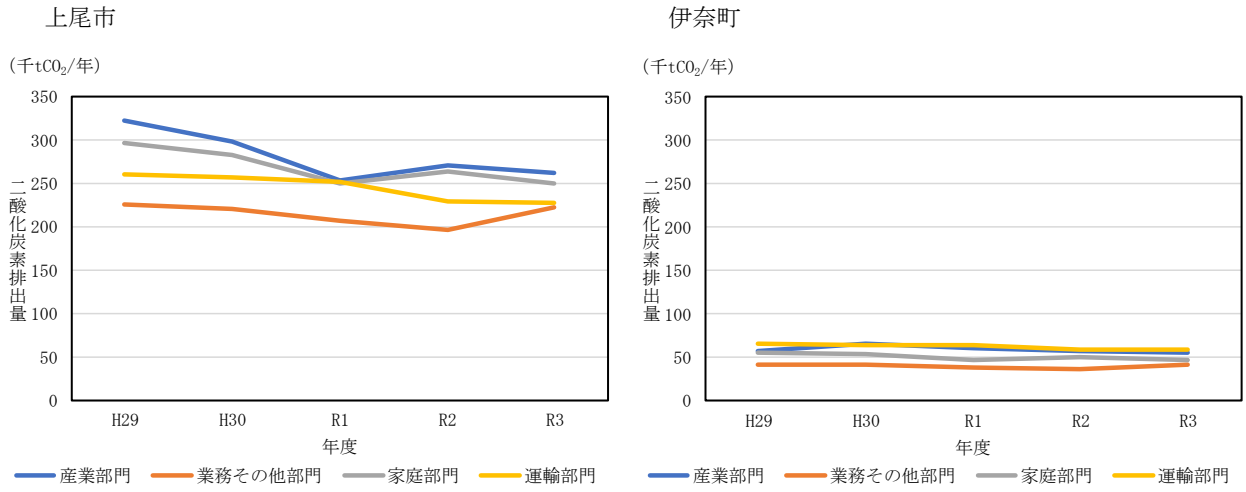

出典：「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」（令和 6 年 3 月、温暖化対策課、埼玉県 HP）

図 3.2.7-4　二酸化炭素排出量の経年変化

7) 一般環境中の放射性物質

対象事業実施区域周辺における放射線量の測定結果は表 3.2.7-5 に、測定地点位置図は図 3.2.7-5 に示すとおりである。

環境省では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月、法律第 110 号）（以下、「放射性物質に関する特別措置法」という。）に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件は、0.23μSv/h 以上の地域としている。この基準と比較すると、対象事業実施区域周辺において測定された放射線量は十分に低い値である。

表 3.2.7-5(1/3) 放射線量の測定結果

No.	調査地点	測定結果（μSv/h）				測定場所	
		平成 30 年度					
		5 月	8 月	11 月	2 月		
1	上尾市役所本庁舎	0.070	0.067	0.071	0.065	土	地表 50cm
2	平塚公園	0.049	0.047	0.056	0.053	土	
3	平塚サッカー場	0.046	0.044	0.048	0.047	土	
4	県立武道館	0.070	0.065	0.062	0.062	土	
5	須ヶ谷集落センター	0.051	0.052	0.070	0.061	砂利	

注：表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。
放射性物質に関する特別措置法では、0.23μSv/h 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。

出典：「市内公共施設等の空間放射線量測定結果」（令和 6 年 3 月閲覧、上尾市 HP）

表 3.2.7-5(2/3) 放射線量の測定結果

No.	調査地点	測定結果（μSv/h）				測定場所
		平成 31 年度				
		4 月	7 月	10 月	1 月	
6	上尾保育所	0.036	0.037	0.037	0.039	地表 50cm
7	あたご保育所	0.044	0.081	0.041	0.042	
8	緑丘保育所	0.076	0.038	0.073	0.080	
9	上平保育所	0.042	0.052	0.040	0.043	
10	上尾小学校	0.050	0.041	0.053	0.055	
11	中央小学校	0.042	0.049	0.041	0.042	
12	上平小学校	0.038	0.046	0.041	0.042	
13	東小学校	0.038	0.056	0.036	0.032	
14	芝川小学校	0.044	0.039	0.041	0.039	
15	東町小学校	0.047	0.049	0.046	0.040	
16	上平北小学校	0.056	0.053	0.053	0.037	
17	上平中学校	0.045	0.046	0.063	0.059	
18	東中学校	0.056	0.061	0.061	0.061	

注：表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。
放射性物質に関する特別措置法では、0.23μSv/h 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。

出典：「児童館・学童保育所の空間放射線量測定結果」（令和 6 年 3 月閲覧、上尾市 HP）

表 3.2.7-5(3/3)　放射線量の測定結果

No.	調査地点	測定結果（μSv/h）				測定場所
		平成 31 年度				
		4 月	7 月	10 月	1 月	
19	西小針公園	0.030	0.027	0.030	0.039	地上 50 ㎝
20	町制施行記念公園	0.035	0.039	0.037	0.042	
21	中央児童公園	0.036	0.035	0.031	0.038	
22	伊奈はなぞの幼稚園	0.029	0.040	0.037	0.040	
23	しろがね小室幼稚園	0.039	0.034	0.035	0.037	
24	みちのこ保育園	0.028	0.038	0.026	0.032	
25	ピノ保育園	0.036	0.027	0.029	0.034	
26	伊奈ゆたか保育園	0.031	0.032	0.029	0.037	
27	きむら伊奈保育園	0.031	0.034	0.034	0.032	
28	北保育所	0.040	0.038	0.035	0.050	
29	小針北小学校	0.029	0.028	0.038	0.036	
30	小針小学校	0.035	0.036	0.035	0.047	
31	小室小学校	0.055	0.059	0.050	0.045	
32	小針中学校	0.032	0.035	0.037	0.050	地上１ｍ
33	伊奈中学校	0.023	0.031	0.039	0.034	

注：表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。
放射性物質に関する特別措置法では、0.23μSv/h 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。

出典：「伊奈町の空間放射線の測定結果」（令和 6 年 3 月閲覧、伊奈町 HP）

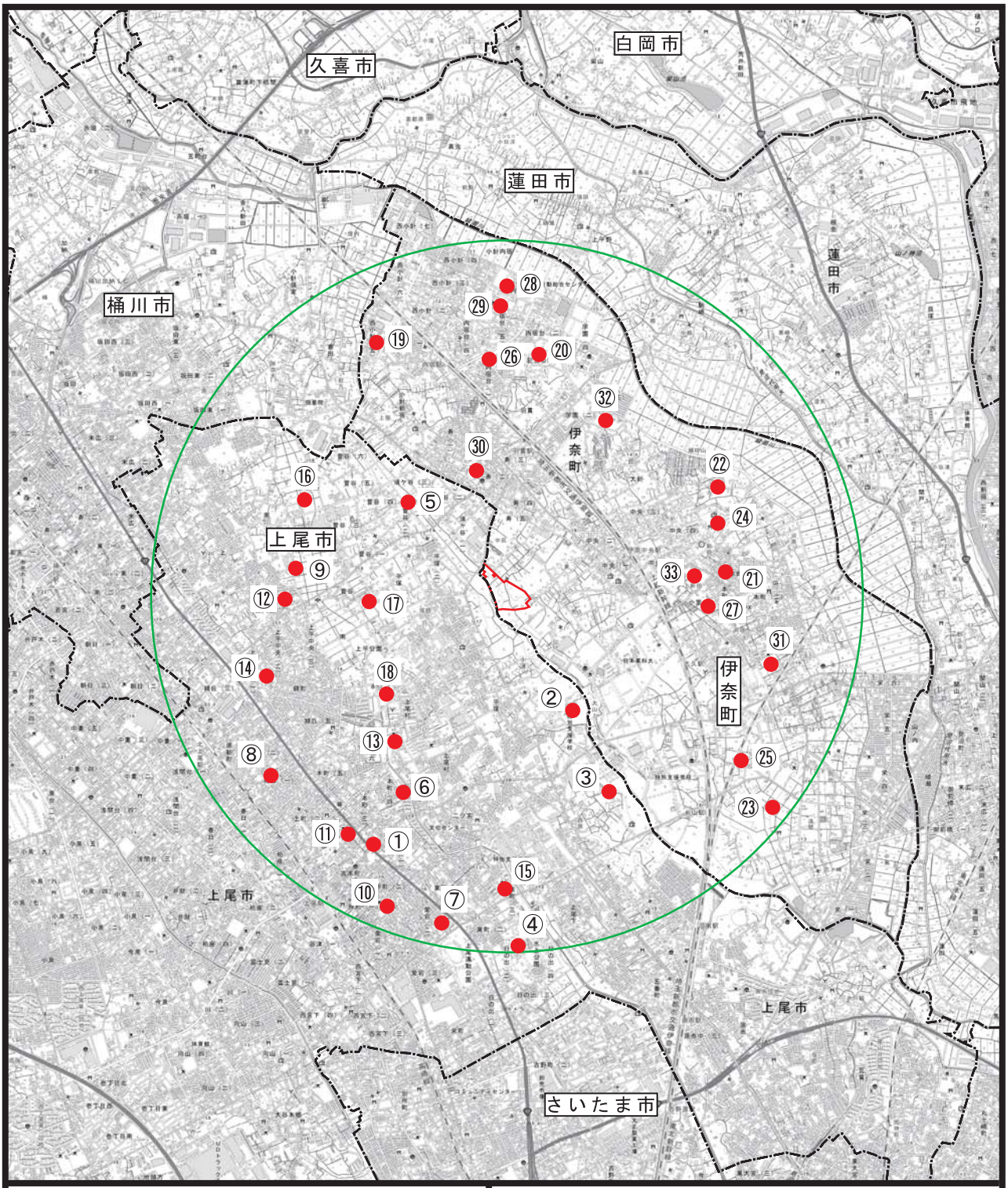

凡例

：対象事業実施区域

：市町界

：環境に影響を及ぼす地域
（中心から半径3km）

：放射線量測定地点
（①～㉝は表3.2.7-3の番号を示す）

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3.2.7-5　放射線量測定地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。